風水害時の授業について

［2026 年 6 月 16 日改訂］

警報対象地域	湘南地区（二宮、大磯、平塚、座間、海老名、大和、綾瀬、寒川、茅ケ崎、藤沢） ※湘南地区外でも自宅の地域に警報が出た場合は同様の扱いとする
臨時休校基準	警戒レベル4以上の警報　または　特別警報　が発令
自宅待機基準	警戒レベル3（大雨、氾濫、土砂災害、高潮）、暴風警報 の5つの警報のうち2つ以上　または　大雪警報　が発令

● 午前6時の判断

- 臨時休校基準　該当　➡　**臨時休校**
- 自宅待機基準　該当　➡　**自宅待機**　（その後は下の通り）
- 基準該当なし　➡　**通常授業**

● 自宅待機になった場合

- 午前 8 時時点で　基準該当なし➡**11：05 登校**（3 校時 11:15 から 45 分授業）
- 午前10時時点で　基準該当なし➡**13：30 登校**（5 校時 13:40 から授業）
- 午前10時時点で　自宅待機基準　該当　➡　**臨時休校**
- 自宅待機中に　臨時休校基準　該当　➡　**臨時休校**

★ その他、校長が判断した場合、臨時休校になる場合があります。
その場合には「すぐーる」にてお知らせします。